

【教育カードローン [証書貸付切替型]】

(平成28年1月12日現在)

商品名	あるしん教育カードローン<オリコ保証型>
ご利用いただける方	<input type="checkbox"/> 高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、大学、大学院、短期大学、外国の学校（但し、日本国内に窓口がある場合）等に入学、及び在学する子弟を有する親権者等で、申込時満20才以上65才以下（完済時76才以下）の方。
お使いみち	<input type="checkbox"/> 学生生活で必要とする資金 （入学金・授業料などの学費及びアパート代等の学生生活を維持するために必要な資金） <input type="checkbox"/> 金融機関の教育資金に関する借換資金
ご融資限度額	<input type="checkbox"/> 就学者毎に50万円以上、500万円以内で50万円単位とし、1家族（複数の子弟への貸出の場合）の極度額の合計は500万円以内とします。 ※ 原則、極度額は年収の1/2を目安とします。なお、年収は本人の年収のみとし、所得合算はできません。
ご勤続（営業）年数	<input type="checkbox"/> 問いません。
ご利用期間	<input type="checkbox"/> 14年9ヶ月以内（据置期間：6年9ヶ月以内、返済期間：10年以内）
ご融資形態	<input type="checkbox"/> 在学中：当座貸越契約 卒業後：証書貸付
ご返済方法	<input type="checkbox"/> 在学中：元金据置で利息のみの支払（最長据置期間は6年9ヶ月） <input type="checkbox"/> 卒業後（元金支払開始後）：証書貸付に切替え、元利均等返済または元利均等半年毎増額返済とします。 なお、何れの場合も任意（随時）返済は可能です。
ご融資利率	<input type="checkbox"/> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 変動金利：短プラ連動、年1回見直し。
利息の徴収	<input type="checkbox"/> 利息返済日は毎月10日とします。
保証	<input type="checkbox"/> (株)オリエントコーポレーションの保証付とします。
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 原則として不要です。但し、保証会社が必要と認めた場合はこの限りではありません。
専用カードの発行	<input type="checkbox"/> 口座開設者の方には、ローン専用カードを発行し、通帳の発行は行いません。 ※本口座に対して発行されるカードを使用しての自動機（CD・ATM）での入出金取引が可能です。
保証料	<input type="checkbox"/> (株)オリエントコーポレーションへ支払う保証料年1.8%が必要となります。

ご徴求書類	<input type="checkbox"/> 本人確認資料として運転免許証写し・健康保険証写し・パスポート写し・住民基本台帳カード（顔写真付）のうちいずれか1点。 <input type="checkbox"/> 所得証明として給与所得者は所得証明書又は源泉徴収票の写し、個人事業者は納税証明書又は税務署受領印のある確定申告書の写し、法人代表者は所得証明書の写し。 <input type="checkbox"/> 資金使途確認資料として合格通知書・入学証明書・在学証明書・学生証・入学金納付書・授業料納付書等。借換の場合は、借換対象借入金の返済予定表及び返済用預金口座通帳の写し（直近1年間分）等。
その他	<input type="checkbox"/> お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <input type="checkbox"/> 現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい。
苦情処理措置 紛争解決措置	<input type="checkbox"/> 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル 0120-173017）にお申し出ください。 <input type="checkbox"/> 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。

商品名	教育カード切替ローン
ご利用いただける方	<input type="checkbox"/> 原則、教育カードローン（証書貸付切替型）の契約者とします。 なお、完済時年齢は76才以下の方とします。
お使いみち	<input type="checkbox"/> 「教育カードローン（証書貸付切替型）」の決済資金とします。
ご融資金額	<input type="checkbox"/> 教育カードローン貸越残高および未収利息の範囲内（1万円単位）。
ご利用期間	<input type="checkbox"/> 10年以内。 但し、切替前の教育カードローンにて最長据置期間が6年9か月である場合は8年以内とします。
ご融資形態	<input type="checkbox"/> 証書貸付

ご返済方法	<input type="checkbox"/> 元利均等返済又は元利均等半年毎増額併用返済。 但し、半年毎増額返済の元金合計は、融資金額の50%以内（1万円単位）とします。
ご融資利率	<input type="checkbox"/> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 変動金利：短プラ連動、年1回見直し。
保証料	<input type="checkbox"/> 教育カードローンの保証料に準じます。
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 原則として不要です。 但し、保証会社が必要と認めた場合はこの限りではありません。
必要書類	<input type="checkbox"/> 原則として不要です。 但し、連帯保証人を必要とした場合は、連帯保証人より所定の本人確認資料、所得証明資料を徴求します。
その他	<input type="checkbox"/> 現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい。